

静岡県告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、ふじのくに茶の都ミュージアム観覧料及びふじのくに茶の都ミュージアム図書売払収入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先

(1) 所在地

静岡市葵区御幸町8番地の1

(2) 商号及び代表者の氏名

株式会社東海道シグマ

代表取締役 福井 伸明

2 委託期間

令和7年3月1日から令和9年2月28日まで